

船橋市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年11月4日

船橋市監査委員 栗林紀子
同 齋藤弘之
同 大矢敏子
同 橋本和子

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
消防局 財務課	令和3年9月22日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
④ 財産管理状況 ・物品管理規則第13条第4号では、物品出納員等は物品の出納、保管その他の状況を明らかにするために図書整理簿を備え、整理することとされているが、財務課で一元的に管理している図書整理簿では、消防局内の図書の現有数が確認できなかった。	・図書整理簿の記帳方法については、購入図書が納入されると同時に各所属へ配布していることから、納品数と払い出した数（各所属への配布分）を差し引いて現在数をゼロと記帳していた。 令和3年度からは図書整理簿に現在数を計上し、適正な在庫管理に努めている。